

●細則について

件名 R P S 法の細則に関する意見

(団体としての意見提出です)

1. 氏名 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク (GEN)

2. 連絡先

住所 〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-21 戸田ビル 4F

電話番号 03-5366-1186

その他連絡先 (FAX 番号等) FAX: 03-3358-5359 E-mail: gen@jca.apc.org

3. 職業 / 所属団体

環境 NGO (環境市民団体)

(以下、意見)

1. 対象エネルギーについて

意見の概要

化石燃料由来の廃棄物を明確に除外し、水力・地熱などの要件を明記し、環境負荷の小さい自然エネルギーが早期・大量に導入されるよう、対象エネルギーの規定を定めること。

意見及び理由

【水力について】

・単に規模要件 (1000kW 以下) で区切るのではなく、「環境保全型水力」を性能基準によって定義するとともに、その社会的合意が必要ではないか。

・「ダムなし」とされているが、「ダム」について明確な規定が必要である。

【廃棄物について】

・細則案では、国会等で問題にされた廃棄物の扱いにまったく触れておらず、廃棄物発電の抑制方法を定める必要がある。

・具体的には、国会でも付帯決議で合意された「廃棄物発電なканずく廃プラスチック等の石油起源廃棄物を燃料とする産業廃棄物発電の取扱いについて、抑制的観点に立ち、関係大臣と十分協議の上、循環型社会形成の基本的原則にのっとり、マテリアルリサイクルの推進を阻害することのないよう、かつ、地球温暖化の防止に資するよう二酸化炭素排出量の削減に十分配慮すること」をいかに担保するか。

・加えて、国会でも附帯決議で合意された「本制度の下、廃棄物発電の導入への傾斜により他の新エネルギー等の導入が停滞しないよう努めること。」をいかに担保するか。

・マテリアルリサイクルを阻害しないこと

・CO2 排出を実質的に増加させず、環境負荷を増大させないこと

・他の自然エネルギー普及を阻害しないこと

【地熱について】

・基準利用量の中で、既存の地熱の扱いが不明であり、仮に出力を増強した場合にはどうなるか、明示が必要。

・地熱に対する「再生可能性」とはどのようなものであるか、正確な定義が必要である。

2．義務量について

意見の概要

義務量を小さくする方向に働く調整率・経過調整率は削除・縮小し、自然エネルギーを早期・大量に導入できるよう、前向きな義務量が設定される方法に改めるべきである。

意見及び理由

【義務量の算定方法に対して】

・「RPS 枠」のみを取引きできるのであるから、電圧調整用電源の状況を理由に「調整率」を考慮することは無用であり、いたずらに市場を縮小する調整はやめるべきである。

【義務量の経過措置の調整方法に対して】

・経過期間が長すぎるために、初期の市場が縮小し、とくに風力発電やバイオマス発電での計画を推計すれば、自然エネルギー市場の暴落が懸念される。

・肩代わりやボロウイングなどの柔軟性手段があることや、自然エネルギーの多くは短期間で手当てできることを考えれば、これほど長期にわたる経過期間は不要である。

【下限価格について】

・関連する制度設計として、自然エネルギーへの投資安定化と市場の活性化のために、デンマークの RPS 法にあるように下限価格を設けるべきである。

3．設備認定について

意見の概要

廃棄物発電はバイオマス成分のみが評価の対象となることを明記し、地熱が例示されている「再生可能性の確保」とはどのようなものか明示すべきである。

意見及び理由

【廃棄物について】

・廃棄物発電の場合、バイオマス成分のみが評価の対象となることを明記すべきである。

【再生可能性について】

・地熱が例示されている「再生可能性の確保」とはどのようなものであるか、正確な定義が必要であり、明示すべきである。

【自然エネルギー事業者の公益性について】

・設備認定を得られた新エネ等発電設備は、系統への優先接続や立地等に係る公益性を担保されることを明記することが必要である。

4．義務履行確認について

意見の概要

肩代わりについては供給区域を越えて「RPS 枠」の取引ができることを明確にすべきである。また、バンキング・ボロウイング、上限価格の規定を明示すべきである。

意見及び理由

【肩代わりについて】

・電気事業者間での「肩代わり」だけでなく、供給区域を越えて、自然エネルギー事業者と電気事業者間による「RPS 枠」の取引ができるための規定が必要である。

【バンキング・ボロウイング、上限価格について】

・(4)勧告・命令の発動基準のなかにある「バンキング・ボロウイング、上限価格」について、正確な運用基準の規定が必要である。

5. 細則に規定されていない項目についての提案

意見の概要

本法の細則は、情報公開が十分に確保された透明性の高い制度を基礎とし、RPS 枠の取引方法や、エネルギーごとの目標を達成する方策などを明確に規定すべきである。

意見及び理由

【情報公開について】

- ・細目には情報公開に関する規定が一切設けられていないことが問題である。市場形成ならびに国民の知る権利のために、情報公開を定めることが必要である。
- ・具体的には、利用目標、各電気事業者の義務量、各自然エネルギーごとの（前年の）発電量、上限価格、各一般電気事業者による電力部分（RPS 枠を除く）の購入価格、などである。

【一般電気事業者の供給区域を越えた基準利用量(RPS 枠)の「肩代わり（取引）」について】

- ・「売り手の自由」「買い手の自由」を確保するために、電気事業者間の「肩代わり」だけでなく、自然エネルギー事業者は発電量と RPS 枠との切り離し、当該一般電気事業者の供給区域を越えて、供給区域外の電力供給事業者と RPS 枠のみを取引可能とするための規定を明示的に定めることが必要である。
- ・その場合、一般電気事業者は、送電系統を独占的に所有管理している公益性があることから、「RPS 枠」を除いた電力部分のみの買取りに関して、一定の購入メニュー（たとえば回避可能原価相当）を公表する必要がある。そして、それが極端に低い価格設定や事業者間で異なる買取価格など、電力会社による恣意的な設定が行われないよう、最低限、ガイドライン（できれば明確な統一的ルール）が必要である。

【「RPS 枠」取引に伴う「価値」の移転と整合性について】

- ・「RPS 枠」の取引に伴う「価値」（とくに環境付加価値）の移転について、混乱を避けるために、慎重に討議した上で一定の考え方を示すことが必要である。
- ・仮に化石燃料由来の廃棄物を対象とすると、価値の移転をリンクすると矛盾が生じるため、この点からも廃棄物発電（化石燃料由来）は除外すべきである。

【自然エネルギーごとの目標値達成について】

- ・政府が 2010 年までの新エネルギー導入目標としている、特に太陽光発電 482 万 kW、風力発電 300 万 kW については、これを確実に達成するための施策が必要である。
- ・具体的には、同じ自然エネルギー技術（たとえば風力、太陽光）の中での事業者間の競争だけでも十分にコスト削減効果は十分に期待できることから、政省令では、英国でも提案されている「バンド方式」、すなわち自然エネルギー技術ごとに目標値を設定し、その目標値の中で事業者間の競争を促す方策を採用すべきである。
- ・バンド方式を採用すれば、太陽光など、まだやや高い自然エネルギー技術も低コストで育成を図ることが可能となる。
- ・廃棄物発電はそもそも目標値としない。
- ・以上をまとめると、以下のようなバンド方式を提案できる。
 1. 風力：300 万 kW
 2. 太陽光：500 万 kW
 3. 小水力、バイオマス、地熱：見直した利用目標から太陽光、風力を差し引いた目標

4.廃棄物：対象としない

6．細則とは直接関連しない項目について考えられるコメント

意見の概要

民間のグリーン電力証書との調和、系統連系費用負担のあり方など、本法に直接規定されていないが密接に関連する重要な課題について考慮すべきである。

意見及び理由

【民間の自主的な取り組み(特にグリーン電力証書)との調和について】

- ・民間のグリーン電力、とりわけグリーン電力証書に関して、新エネルギー部会での言及にもかかわらず、いまだに何らの支援的対応も見られない。
- ・新法は自然エネルギー事業者と電力供給事業者間のみを当事者とし、費用負担だけを需要家に押しつけるものであるため、需要家が直接自然エネルギーの普及に参加できる途を開くグリーン電力は、きわめて重要である。
- ・具体的には、以下の2点が求められる；
 - ・グリーン電力証書の購入を一般の費用支出として認めない国税庁に対する経済産業省の支援的な対応と、
 - ・省エネルギー法の中での「自然エネルギー導入」としてグリーン電力証書を認める検討

【系統の整備、補助、費用負担のあり方について】

- ・系統の制約が日本の自然エネルギー、とりわけ風力発電の制約となっており、これに対して少なくとも次の3点が早急に要請される。
 - ・系統補強に対する支援的な措置
 - ・自然エネルギーの系統利用と系統補強に関する費用負担ルールの明確化（電力自由化関連）
 - ・「25万kW枠」を公表した北海道に対する、北本連系線の増強を視野に入れた検討

【北海道電力の「25万kW枠」について】

- ・自然エネルギー、とりわけ風力発電のポテンシャルがもっとも期待される北海道において、先の北海道電力の公表により「25万kW」という制約が設けられることは、日本全体での風力発電の目標に照らして重大な問題である。
- ・系統補強（上記参照）費用負担のあり方等を含めて、国家的な対応が求められるのではないかな。

【太陽光発電の余剰電力購入メニューについて】

- ・太陽光発電に対しては、「バンド方式」、すなわち自然エネルギー技術ごとに目標値を設定しその目標値の中で事業者間の競争を促す方策など、より強力な支援措置を検討することが必要である。
- ・新エネルギー利用特措法成立後の諸状況の下では、現在、電力会社の余剰電力買取りメニューと政府（新エネルギー財団）による設置補助で下支えされている太陽光発電について、普及を促すインセンティブに乏しいことは明らかであり、このままでは、政府目標値である482万kWを達成することは不可能に近い。
- ・上記バンド方式を採用することで、太陽光など、まだやや高い自然エネルギー技術も低コストで育成を図ることが可能となる。

以上